個人と個人の利用権設定必要書類

○各筆明細書

○個人の経営の状況等報告書

●農家台帳（耕作者と所有者の分。農業振興課が農業委員会に作成依頼）

＜所有者の住所が豊後大野市外の場合＞

○所有者の住民票または戸籍の附票

＜所有者（登記名義人）が死亡している場合＞

○**相続権の持分１/２を超える相続人の同意（住所・氏名・押印）**

妻が存命なら妻だけで１/２はあるが、もう１名の相続人の同意で１/２超となる。

利用権設定者（相続人代表）以外の相続人は各筆明細書左下の同意欄に記載・押印する。この場合、利用権設定期間は最長で20年。

○**所有者（登記名義人）の相続人全員が分かる戸籍謄本**

具体的には、①所有者（登記名義人）、②利用権設定者（相続人代表）および③同意者、それぞれの出生から現在に至るまでの戸籍謄本。ただし、戸籍謄本が所有者（登記名義人）と相続人で重複する分は提出は１部のみでよい。

○**利用権設定者（相続人代表）と同意者の現在の住所が分かる戸籍の附票**

＜新規就農者の場合＞

○誓約書（様式あり。土地を有効利用して農業経営するというような内容）

○営農計画書（様式あり。どのような作物をどのような工程でどのような農機具を使って作り、どの程度の収支を予定しているか、資金面の計画はどうなっているか、農業従事日数は年間何日程度かというような内容）

＜必要に応じて＞

○合意解約書・合意解約通知書（様式は農業委員会。他者との間に利用権の設定がされている場合、合意解約して農業委員会に通知する必要がある。）